

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

前 田 澄 子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」といいます。）は、2018年6月30日（土）、大学生、法科大学院生及び若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」（以下「本シンポジウム」といいます。）を開催しましたので、その概要をご紹介します。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法制国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2018」の第1弾です。

本連携企画は、学生を中心とする若い世代の方々に、法整備支援やアジア法研究について知ってもらい、この分野における次世代の人材を育成していくことを目的として毎年開催しています。この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年からは、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催。本年は8月27日、28日開催。）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催。今年度は、12月8日に開催予定。）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、本年まで続いてまいりました。一昨年から、当部が①の「入門編」となるシンポジウムを主催し、企画・運営を行っています。

当部は、昨年10月に東京都昭島市にある国際法務総合センターに移転しましたが、今年度は、昨年まで会場としていた大阪中之島合同庁舎2階の国際会議室を大阪会場、国際法務総合センターの国際会議場を東京会場として、両会場をテレビ会議システムで結んで開催しました。

連携企画の「入門編」と位置づけられる本シンポジウムは、若い世代の方々に、法整備支援活動の内容をご紹介しますとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しました。そのため、できるだけ多くの学生・若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、昨年度に引き続き、関西一円や東京周辺

の各大学・法科大学院，弁護士会等にご協力いただき，広報活動を行いました。多くの大学，弁護士会の皆様等にご協力いただきましたおかげで，本シンポジウム当日は，大阪会場は61名，東京会場は93名，合計154名もの方々にご参加いただくことができました。このことは，我々にとって大きな励みとなるとともに，法整備支援や法分野の国際協力についての若い方々の関心の強さを実感する機会となりました。

第3 本シンポジウムの内容

1 冒頭挨拶

本シンポジウムは，当部部长・森永太郎からの冒頭挨拶から始まりました。森永部長には，今回のシンポジウムのテーマでもある，法整備支援に携わるためのキャリアパスについて，「型にはまらない，横に非常に幅の広いものである。」とお話いただき，本シンポジウムの方向性を示して頂きました。

2 導入講義「法整備支援って何だろう？」

第1部は，当部教官による導入講義「法整備支援って何だろう？」です。導入講義では，参加者の皆様に，法整備支援とは何なのか，どういった人々関わっているのかという点について，概要をつかんでいただくことを目的としました。この講義を担当したのは，本年4月より当部に配属となった小谷ゆかり教官と小島麻友子教官です。小谷教官は浴衣を，小島教官はラオスの民族衣装のスカート「シン」をそれぞれ身にまとい，法整備支援の概要について，非常にわかりやすく噛み砕いて，語っていただきました。

導入講義の前半では，法整備支援の概要や，法整備支援を行う目的，そして，どういった立場の方が法整備支援に携わっているのか等について説明がなされました。いずれも，この分野に興味をお持ちの方々にとっては，関心の深いお話だったのではないのでしょうか。



【第1部 導入講義の様子】

導入講義の後半では、支援対象国各国の印象的な写真とともに、各国で行っている法整備支援活動の概要について、国ごとに説明がなされました。支援対象国は、どの国もそれぞれ法整備支援を必要とする課題や理由を抱えており、各国のニーズや要請に応えるという形で支援が実施されますので、各国で実施している支援活動の内容は、その国の事情によって様々です。導入講義の中では、国ごとの紹介は、ごく簡単なものにとどまりましたが、各国が抱える課題とともに活動状況が紹介されたことにより、具体的な支援内容、活動内容に興味を持っていただくきっかけとなったのではないのでしょうか。

この導入講義を通じて、法整備支援の概要についてご理解いただくとともに、興味を深めていただけましたら幸いです。

3 基調講演「法整備支援に携わる一中国的特色のある法制度整備支援の現場から」

第2部では、JICA長期専門家として中華人民共和国・北京に派遣され、まさに今現在、法整備支援の現場でご活躍中の白出博之弁護士より、「法整備支援に携わる一中国的特色のある法制度整備支援の現場から」と題して、基調講演をいただきました。

白出専門家からは、まず、ご自身のご経歴やJICA長期専門家として北京に派遣されることになった経緯などについて、お話がありました。白出専門家は、1995年に弁護士登録後、一般の民商事事件を中心に扱う法律事務所で弁護士として勤務されるとともに、大学で特別教授を務めておられたところ、中国からの留学生をきちんと指導したいとの思いから中国語の勉強を始められたそうです。その後、JICAの中国に対する法整備支援案件について、長期専門家の公募情報を見つけ、公募手続を経て、2011年1月から2年10か月間北京に赴任され、その後も2014年6月に開始された現行プロジェクトの長期専門家として、再び北京に赴任され、現在に至るまで北京でご活躍されています。



【第2部 基調講演の様子】

続いて、中国の法整備支援の概況について、ご自身のエピソードを交えながら、ご紹介

介いただきました。赴任当初、カウンターパート機関の内部で常駐し活動をしようとしたものの、先方の意向で叶わなかったこと、反日デモが続いた際には、非常に心を痛めるとともに自分の身を守ることも意識したこと等、白出専門家の話からは、中国ならではの苦勞もうかがい知ることができました。その一方で、「迷ったらやってみる」「頼まれたことはやる」という信念のもと、当初担当されていた国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に加えて、「行政訴訟法及び行政関連法」についても担当することとし、扱う分野を大きく広げられたというお話には、敬服いたしますし、現在実施しているプロジェクトでは、日本側から積極的に優先順位を提示して支援対象法令を決めているといったお話からは、白出専門家が中国側の信頼を得て、非常にダイナミックで、やりがいのある魅力的な仕事に携わっておられることが伝わってきたのではないかと思います。

日中の架け橋としてご活躍されている白出専門家の熱い思いが、皆様に伝わるとともに、将来、法整備支援に携わろうと考えている方々にとっては、学べる点も多かったのではないのでしょうか。素晴らしいご講演をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

4 プレゼンテーション「長期専門家の業務と生活」

- (1) JICAが行っている法整備支援プロジェクトでは、現地にプロジェクト事務所が置かれ、裁判官、検事、弁護士が「JICA長期専門家」という立場で派遣され、働いています。第3部では、長期派遣専門家の仕事や生活に焦点を当て、長期専門家経験者お二人に、プレゼンテーションをしていただきました。

ご登壇いただいたのは、2018年3月までラオス・ビエンチャンに派遣されていた須田大検事、そしてまさに今、インドネシア・ジャカルタに派遣されてご活躍中の石神有吾専門家（裁判官）です。

- (2) まずは、須田検事より、ラオスに派遣されていた当時の仕事内容や生活ぶりについて、ご紹介いただきました。



【第3部 須田検事のプレゼンテーションの様子】

須田検事からは、まず、ラオスでご担当されていたプロジェクトの概要等についてご紹介をいただいた後、実際に須田検事が勤務されていたプロジェクトオフィスの様子や職場環境、一緒に仕事をしていた同僚の方々、そしてラオス国内での活動の様子（プロジェクトオフィスでの協議の様子や合宿形式での集中協議など）等について、写真を交えてご紹介いただきました。

海外に赴任するとなると、プライベート面も気になるところですが、須田検事からは、アフターファイブにサッカーや食事を楽しんだり、ご家族と学校行事に参加された様子などをご紹介いただきました。

須田検事のプレゼンテーションでは、同僚やカウンターパート機関の方々との笑顔にあふれた多彩な写真が、大変印象的でした。須田検事の「プロジェクトはチームプレーである。」との言葉どおり、同僚の方々や関係機関の皆様との人間関係、信頼関係を何よりも重視されていたということが、強く伝わって参りました。

(3) 次に、石神専門家より、ジャカルタでの業務内容や、生活の様子などをご紹介いただきました。



【第3部 石神専門家のプレゼンテーションの様子】

石神専門家は、裁判官出身で、現在、JICA長期専門家としてインドネシアに派遣され、裁判官の研修や、知的財産についての研修カリキュラムを作る等の業務に携わっておられます。

石神専門家からは、まずプロジェクトの概要や職場環境についてご紹介いただいた後、1週間の日常業務を例として、具体的な業務内容やスケジュール、業務をすすめる中で感じたインドネシアの法曹の印象や課題などについてお話しいただきました。

続いて、石神専門家が住んでいるマンションや、ジャカルタ市内の様子などについて、写真を交えてご紹介いただくとともに、現地に住んでいる石神専門家ならではの実情や悩みをお話しいただきました。また、インドネシアに来てみて良かった点、ご苦労された点をそれぞれご紹介いただきました。ご苦労はありながらも、イ

インドネシアでの生活を楽しんでおられる様子が伝わってまいりました。

5 パネルディスカッション「法整備支援への携わり方とキャリアパス」

第4部では、「法整備支援への携わり方とキャリアパス」と題して、パネルディスカッションを実施しました。パネリストは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の松嶋希会弁護士，C A L Eのセンター長を務める國分典子先生，J I C A国際協力専門員の小松健太弁護士，東京地方検察庁立川支部の中村憲一検事，法務省大臣官房国際課の渡部吉俊法務専門官の5名で，モデレーターは，森永太郎国際協力部長が務めました。松嶋弁護士，國分先生，中村検事のお三方は東京会場から，小松専門員，渡部法務専門官，そしてモデレーターの森永部長は大阪会場からご参加いただきました。

第4部のパネリストの方々は，実に多様なバックグラウンドをお持ちです。まずは，各パネリストの皆様より，自己紹介を兼ねて，どういった形で法整備支援に携わるようになったのか等についてお話しいただきました。

國分先生からは，名古屋大学が行っている法整備支援事業及びC A L Eについてご紹介いただきました。C A L Eは，海外に研究教育拠点を設け，日本語や日本法の講師を派遣するなどして，日本法の教育支援を実施しています。各国に派遣する講師については，時々募集も行っているそうですので，ご関心をお持ちの方は手を上げてみてはいかがでしょうか。

松嶋弁護士は，J I C Aの「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」の長期専門家として，ウズベキスタンに派遣されたご経験をお持ちです。弁護士になる前から，ロシアや中央アジア，シルクロードに興味を有していたところ，弁護士として扱っていた倒産法の分野で，ウズベキスタンでJ I C Aプロジェクトがあるということで，興味を持たれたそうです。

小松弁護士は，J I C Aの「ミャンマー法整備支援プロジェクト」の長期専門家として，ミャンマーで3年半にわたって勤務されたご経験をお持ちです。現在は，J I C Aで国際協力専門員という立場で勤務されています。国際協力専門員については，J I C Aのインハウスアドバイザーであり，職員の方に対してアドバイスなどを行っているご紹介いただきました。

中村検事は，当部教官として数年勤務された後，J I C A長期専門家として，ラオスに約2年間赴任されました。また，当部が検察庁や法務省職員を対象として実施している「国際協力人材育成研修」の第1回目の研修員でもあります。

渡部法務専門官は，法務省入省後，様々な部署で行政官として勤務された後，3年間当部教官として法整備支援に携わり，現在は，本年4月に新設された法務省大臣官房国際課でお仕事をされています。

続いて，パネリストの皆様から，法整備支援に携わるに当たって身につけておくべきことについて，それぞれお話しいただきました。この点は，本シンポジウムに参加された若い世代の方々にとって，大変関心のある点だったのではないのでしょうか。小松弁護

士からは、基礎的な民法や刑法の考え方といった基本をおろそかにせずきちんと勉強しておくことが重要であるとの指摘がなされました。先方の質問や疑問点について、おおよその見当をつける、その勘所をつかむためにも、基本についての勉強は大事であるとのことです。また、中村検事と渡部法務専門官は、ご自身の検事や行政官としてのご経験が、松嶋弁護士は、ウズベキスタン倒産法のプロジェクトに携わるに当たってロシア語が理解できたことが、それぞれ強みになったとお話しされていました。法整備支援のニーズの中で、自身の強みとなる実務経験や知識を持つことが、相手国に貢献する上で重要であるということが、感じられるお話しだったのでないでしょうか。

更に、パネリストの皆様からは、本シンポジウムに参加された方々に向けて、示唆に富むアドバイスを多くいただきました。

國分先生からは、「法整備支援に関わることは、日本法を見つめ直す機会である、従来の法学が対象としてきた欧米以外のことに関心を持ち、自分を見つめ直す機会にしていきたい。」とお話しをいただきました。

中村検事からは、法整備支援に携わるに当たって「忍耐」が必要となる場面がある一方、その中で小さな変化に気付いて喜びを見いだすことができると、法整備支援の魅力をお話しいただきました。

小松弁護士からは、法整備支援への携わり方について、「開発」という観点から幅広く見ると、法整備支援をより面白く捉えられるとして、開発のプロであるJICA職員というキャリアについてもご紹介いただきました。

松嶋弁護士からは、「法整備支援にどういう形で関わりたいかによって、必要な能力も変わってくる。まずは、その点を考えていただくといいのではないか。」と、先に話題となった法整備支援に携わるに当たって身につけておくべきことにも関わる、重要なお指摘をいただきました。

そして、渡部法務専門官からは、「法・司法の国際分野での関わり方には様々なものがあるため、常にアンテナを張って関心を持ち、その中で自分の興味・関心を元に、自身の強みを見つけつつチャンスを狙うということが続けていきたい。」と、次世代の皆様に向けた力強い、激励のメッセージを頂きました。

パネルディスカッションの最後には、質疑応答の時間が設けられ、大阪会場、東京会場それぞれから、多くの質問が寄せられました。JICA長期専門家として派遣されるために必要な実務経験、法整備支援に携わった経験がその後の仕事にどのように生きているか、更には各パネリストのキャリアについての具体的な質問等がなされ、パネリストの皆様には、各質問に丁寧にお答えいただきました。参加者の方々の関心の高さを感じるとともに、大変充実したやり取りとなりました。



【パネルディスカッションの様子（左：東京会場，右：大阪会場）】

6 連携企画の告知

パネルディスカッションに続き、今後開催が予定されている連携企画の告知が行われました。

連携企画の第2弾は、2018年8月27日、28日に、名古屋大学大学院法学研究科等が主催で開催する「サマースクール」です。CALEの牧野絵美特任講師より、「法整備支援を考えるための基礎理論を学ぶ」というテーマで、社会主義体制から市場経済への体制移行を中心に講義等が実施される旨ご紹介いただきました。

第3弾は、同年12月8日に慶應義塾大学法務研究科主催で開催される「法整備支援シンポジウム」です。慶應義塾大学の松尾弘教授より、連携企画の総まとめとしてのイベントで、テーマは「社会包摂活動（social inclusion）と法整備支援」であるにご紹介いただきました。

法整備支援について、より理解を深めていただければと思いますので、ぜひ、これらの企画にも足を運んでいただければと思います。

7 閉会挨拶

本シンポジウムは、共催いただいたICCLCの大野恒太郎理事長の閉会挨拶で幕を閉じました。大野理事長からは、「法整備支援という仕事に取り組むことは、国際的に活躍する法律家・実務家としてのキャリアを築いていく上で非常に有力な足がかりになる。」として、ぜひ法整備支援やアジア法に積極的にチャレンジし、持てる力を存分に発揮してもらいたいと、会場の皆様にエールを送っていただきました。

第4 おわりに

おかげさまで、本シンポジウムは、154名の方にご参加いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

本シンポジウムでは、法整備支援のキャリアパスという点に焦点を当てましたが、森永部長の冒頭挨拶にあったとおり、そのキャリアパスが「型にはまらない、横に幅広いもの」であることを実感できるものだったのではないのでしょうか。今回ご登壇いただいた方々に

は、1人として同じキャリアを歩んだ方はいらっしゃいませんでした。まさに、各々の興味・関心にしたがってご自身の強みとなるものを身につけ、チャンスをつかんで来られたのではないのでしょうか。パネルディスカッションの中でのお話にもありましたが、関心のあるところに常にアンテナを張っておくこと、そして自身の売り、強みを身につけることが、キャリアを切り開いていくことにつながるのだと感じます。

今回ご登壇いただいた方々の他にも、様々な形で法整備支援に携わっている方がいらっしゃいます。連携企画の告知をしてくださった慶應義塾大学の松尾弘教授を始め、支援対象国で法律の起草支援等に携わる学者、研究者の方々も多くいらっしゃいますし、パネルディスカッションの中で森永部長からも照会がありましたが、国連開発計画（UNDP）や国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国連機関、各国の政府が共同で設立している国際機関において法整備支援に携わる道もあります。

今回のシンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、この分野への興味関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば、担当者としては望外の喜びです。

最後になりましたが、お忙しい中、ご登壇をご快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催、後援をいただきました皆様、そして、広報活動にご協力いただきました各大学、法科大学院、弁護士会等の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。